

## 地域伝承作物種苗等配布実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、農林水産研究所が遺伝資源として収集保存・選抜育成している別表に掲げる地域伝承作物の種苗等について、地域の特産作物として、現場へ普及するための適正な取り扱いに必要な事項を定めるものとする。

(配布)

第2条 種苗等の配布は農林水産研究所長が、地方公共団体、農業者の組織する団体、種苗業者等に対して行う。

(条件等)

第3条 種苗等の配布を行うに当たって、県内の配布先に地域的な制限を設けることがある。

2 県外からの要望には原則応じない。

3 種苗等の配布量は、配布可能な数量を勘案し、農林水産研究所長が決定する。

4 種苗等の配布は、農林水産研究所において行う。

(申請等)

第4条 配布を受けようとする者は、地域伝承作物種苗等配布申込書（様式第1号）を農林水産研究所長に提出するものとする。

(料金)

第5条 種苗等は有償とし、その対価は農林水産研究所長が決定する。

2 種苗等の代金は、農林水産研究所長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(その他)

第6条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産研究所長が定めるものとする。

附 則

1 この実施要領は、平成21年2月20日から施行する。なお、農業試験場地域伝承作物種苗等配布実施要領は、廃止する。

2 この実施要領施行の際、農業試験場地域伝承作物種苗等配布実施要領に基づき配布された種苗等は、この実施要領に基づき配布された種苗等とみなす。

(様式第1号)

# 地域伝承作物種苗等配布申込書

令和 年 月 日

愛媛県農林水産研究所長 様

申込者

住所

代表者氏名

作物名	
配布希望数量※1	(kg) (ℓ) (個)
備考※2	

※1 該当する単位に○印を付けること。

※2 備考欄には、グループ名、配布人数等を記入のこと。

記入担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

## 地域伝承作物種苗等一覧

品種名	特 長	配布 時期	備考 販売単価
庄ダイコン	晩生赤首ダイコン(秋まき 1-3 月収穫) 煮くずれが少ない ス入りが遅い	8 月	5,060 円 / L
愛媛緋	伊予緋蕪より育成根部の形状が揃う	8 月	5,060 円 / L
春風一寸	収穫期が早い 大粒 食味が粉質	8 月	5,184 円 / k g